

2020年4月24日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
内閣府特命担当大臣（防災） 武田 良太 殿

日本自治体労働組合総連合  
中央執行委員長 桜井 眞吾

## 避難所における新型コロナウイルス感染症への国の対策について

防災行政ならびに新型コロナウイルス感染症の拡大防止に尽力しておられる貴職に心から敬意を表します。

私たち日本自治体労働組合総連合は、地方自治体及び公務公共関係職場で働く労働者を組織し、地方自治の発展と自治体・公務公共関係労働者のくらしと権利の向上をめざして日々運動を行っている団体です。

先日も大雨で千葉県鴨川市では一部に避難勧告が出され避難所が開設されました。昨年だけでも佐賀県を中心とした九州豪雨、台風15号、19号、21号などで大きな被害がでています。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止が現在の最大の課題となっています。

貴職は4月7日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を発出しましたが、感染を防げるものになっていません。日本国憲法にもとづき国の責任で国民のいのちをまもる政策が必要です。避難所であろうとコロナ感染症対策が求められます。

自治労連として、住民のいのちとくらしを守る自治体・公務公共関係労働者の役割を発揮し、いつ起こってもおかしくない災害に対し新型コロナウイルス感染症対策にも対応できる自治体・まちづくりのため、以下の事項について要請いたします。

### 記

- 1.新型コロナウイルス感染症の拡大防止策をすすめているも、災害時の避難所体制を抜本的に見直すこと。新型コロナウイルス感染症対策に応じた、人員・場所・備品等の確保について国の責任において財政を含めた措置を行うこと。そのために国として状況の調査を行い、対策を講じること。
- 2.体育館などに大勢避難させることは感染を拡大するリスクがあることから、ホテルや旅館の借り上げなど分散した避難が必要である。国として借り上げのための財政措置を行うこと。

3. 自宅療養者等の避難は保健所等の判断なしに行うことはできず、厚労省と連携をとって対応すること。そのために保健所の人員・体制の強化に必要な財政措置を行うこと。
4. 仮に避難所を体育館にする場合も、コロナ感染症対策、プライバシー保護などを可能とする遮断幕、仕切り壁などの対応を国の責任で行うこと。
5. 避難所での健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の基本的な対策の徹底、衛生環境の確立、等のためには体温計、消毒液、マスク、洗剤、その他が必要であり、国の責任において確保し各自治体に備蓄を行うこと。
6. 避難所で発熱、咳等の症状が出た場合、直ちに保健所と連携・相談の上、移送・隔離ができる体制の構築ならびにそのための財政措置を国の責任で行うこと。

以 上